

第2章 奨学金支給対象者の資格・要件

海外留学支援制度(協定受入)における受入プログラムに採択され(当該プログラムを、以下「採択プログラム」という。)、奨学金支給割当人数及び人月数についての通知を受けた学校は、採択プログラムごとに割り当てられた奨学金支給割当人数及び人月数から算出される配分額の範囲内で、奨学金支給対象者を選考し、機構に受入学生を登録します。奨学金支給対象者の選考にあたっては、本章に記載する奨学金支給対象者の資格及び要件等を必ず確認してください。

1 奨学金支給対象者の資格及び要件

在籍大学等の正規の課程に学位取得もしくは卒業を目的に在籍し、本制度の奨学金支給割当を受けた採択プログラムに受入大学等が参加を認めた者で、次の①～⑦に掲げる要件を全て満たした者であることが条件となります。

① 我が国と国交のある国の国籍を有する者。なお、台湾、パレスチナの学生も対象とします。
※登録時点で日本国籍を有する者は対象としません。

② 学生交流に関する協定等に基づき、受入大学等が受入を許可する者

③ 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、支給対象者選考時の在籍大学等における前年度の成績評価係数(以下の[成績評価係数の算出方法]をもとに「成績評価ポイント」を換算し、小数点第3位を四捨五入して算出する。)が3.00満点で2.30以上であること。
前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとします。

「登録データ」は、算出した成績評価係数に基づき、「成績評価係数」欄に該当する選択肢「2.3以上(2.3相当以上)」、2.0以上2.3未満(2.0相当以上2.3相当未満)[短期研修・研究型]を入力の上、提出してください。また、算出された成績評価係数について、「成績評価係数確認書」(様式M)に記録し、機構の求めがあった場合、速やかに提出できるよう学校において保管してください。保管期間は、採用年度の翌年度4月1日から5年間です。

[成績評価係数の算出方法]

次の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出してください(小数点第3位を四捨五入)。なお、履修した授業が単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出してください。

4段階評価(パターン1)	成績評価				
	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)$

総登録単位数

【前年度の成績が選考時までには判明しない場合】

1年生や編入学生等で、前年度(前年度がない場合は、前学期分)の成績が選考時までには判明しない場合、あるいは上記「成績評価ポイント」への換算ができない場合であっても、学校において、総合的に学業成績を判断し、成績評価係数2.30相当以上と認め、機構の支援を受ける者として適当であるとする場合は、以下の方法により「登録データ《申請用》」を提出してください。

ア) 学校において、客観的な学業成績の判断基準(※)を用い、受入学生の学業成績を総合的に判断の上、相当すると評価される成績評価係数を算出してください。

人物像や熱意といった学業成績と異なるものにより、学業成績を判断することはできません。また、プログラムの参加資格があることをもって本制度の学業成績の要件に該当すると判断することや、特定の科目(語学等)の成績のみを用いて学業成績を判断することはできません。

なお、判断に使用した受入学生の学業成績及び相当すると評価される成績評価係数について、「成績評価係数確認書」(様式M)に記録し、機構の求めがあった場合、速やかに提出できるよう学校において保管してください。保管期間は採用年度の翌年度4月1日から5年間です。

※学業成績の判断基準の例

- ・ 入学試験の成績が〇人中上位〇位迄について、成績評価係数2.30相当以上とみなす(入試の「合否」を基準とすることは認められません)
- ・ 修士1年次は、学部最終年次の成績が〇点満点中〇点以上の者について、成績評価係数2.30相当以上とみなす
- ・ 前年度休学者は、前々年度の成績評価を用いて算出される成績評価係数を用いる
- ・ 算定できない科目(合格・不合格評価のみ)がある者は、算定できない科目以外の成績評価係数が2.30以上あり、かつ算定できない科目のうち「合格」科目が〇割以上ある者について、成績評価係数2.30相当以上とみなす

イ)「登録データ《申請用》」は、ア)において算出した成績評価係数に基づき、「成績評価係数」欄に該当する選択肢を入力の上、提出してください。

ウ)〈短期研修・研究型のみ〉

総合的に学業成績を判断し、2.00相当以上2.30相当未満であると判断する場合、「登録データ《申請用》」の「成績評価係数」欄は、選択肢「2.0以上2.3未満(2.0相当以上2.3相当未満)」を入力の上、「海外留学支援制度(協定受入)推薦書」(様式L)を提出してください。

【(短期研修・研究型プログラムのみ)「推薦書」(様式L)を提出する場合】

短期研修・研究型のプログラム参加者に限り、選考時の成績評価係数が2.00以上2.30未満の場合であっても、プログラム参加者から提出された「自己推薦書」(様式L-2)の記載内容について、受入大学等及び在籍大学等が審査し、成績評価係数2.30相当以上と認め、本制度の支援を受けることが適当であると判断する者に限り、登録申請時に「登録データ《申請用》」とあわせて2.30相当以上と認めた判断事由を記載した「海外留学支援制度(協定受入)推薦書」(様式L)を機構に提出することにより、成績評価係数の要件を満たす者として認めます。

「推薦書」(様式L)において選択する判断事由については、様式を確認してください。【H29変更1】

「自己推薦書」(様式L-2)は、受入大学等及び在籍大学等における審査を経た後、受入大学等において採用年度の翌年度4月1日から5年間、適切に保管してください。なお、機構から提出を求めることがあります。

また、「自己推薦書」(様式L-2)には、自己推薦者の直筆の署名が必須です。また、「自己推薦書No.」欄に任意の番号(同一プログラムでの重複なし)を記載し、様式L、様式M及び「登録データ《申請用》」の該当欄にも、同じ番号を記載してください。

- ④ 経済的理由により、自費のみでの受入プログラムへの参加が困難な者
- ⑤ 受入プログラム参加にあたり、「留学」の在留資格を確実に取得し得る者。ただし、90日以内の短期研修・研究型の受入プログラムに参加する者については、在留資格の種類は問いません。
- ⑥ 受入プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者若しくは卒業する者【H29変更2】

- ・退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。
- ・プログラム途中で正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。

- ⑦ 受入プログラム参加にあたり、他団体等(受入大学等及び在籍大学等を含む。)から受入プログラム参加のための奨学金(渡航費及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない。)を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額(複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が、8万円を超えない者

注1) 研修やインターンシップ等を含むプログラムに参加することで報酬が発生する場合、他団体等からの奨学金同様、支給月額が8万円を超えない場合に限り、併給は可能です。

注2) 月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。また、他団体等から奨学金を受ける際、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

注3) 機構の留学生受入れ促進プログラム文部科学省外国人留学生学習奨励費との併給は認められません。

注4) 国費外国人留学生制度との併給は認められません。